



Title	米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 軍用地問題（収用、賃貸、解除保証）3（法務省批把田民事局第三課長談 外務省外交史料館レファレンス番号：H220208）
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(1)No.1 公開日：平成22年7月7日 外務省外交史料館管理番号：A'3.0.0.7-1(117) CD・DVD番号：H22-001
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43640
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

法務省批把田民事局第三課長談

秘
無期限

条約局長
法規課長

アメリカ局長
参事官
北米才一課長

安全保障課長

10/5
10/7
沖縄土地問題について

10.22
米北(有地)

10月22日午後、北米才一課長は、最近標記の由題に由り沖縄の土地に在る法務省

批便回以才三課長を招致し、沖縄土地問題の調査結果等と取らる

加 予の内容概略下記のとおり。
(字并り 中野事務局長、丹波、鈴木各事

務官、宮川事務局長、横田事務官、米一課長(事務官、有地両司席)

沖(字並)は、(有地) (有地)

GA-5

2483

外務省

記

1. 今回の調査に際して接觸した米側関係者は ~~XXXXXXXXXX~~ の Murphy と USARYIS

DE (他国兵隊) の不知名部長 Long の両名であった。Murphy は官務的であった。

Long は Murphy に逐一監督を命じられた。尤も ~~XXXXXXXXXX~~ は接觸を命じ Long の方

より指示を受けた。好意的に対応した。11月頃米側は基地敷地入り口に植樹制限の看板を貼付した。

(現地へ一帯にわたる施設等は、各基地の現場に告示の掲示があった。米側は「^{10/25}資料(先)」

と(10/25)に、^(10/25) 告示(米側)とされた。現場調査は ^(10/25) 果し(告示) (告示)であった。相違交渉は存在した。

2. 今後の現地米側との接觸を通じて、外交関係を通じての米側との交渉の資料

GA-6

外務省

を提出し、資料を提出した。

(1) 沖縄全島の地図
(2万5千分の1 及び 4千分の1)

(2) 1944年9月 米軍が上陸作戦(同年10月
10日)に備えて横つた航空写真

(3) 1947-8年頃 横つた航空写真
(米領地と軍用地、航空基地の時期
認定の資料として利用している。)

注 本記 (1)(2) は 資料作成に費用を
要した。米領地提供の場合 実費を

徴収した。これについては 申す所。

3. 沖縄の軍用地 実地調査の結果として
1) 那覇 air base 2) 嘉手納比の海軍倉庫

1) 那覇 air base 2) 嘉手納 air base 3) 浦添 air base
の 3ヶ所を 米領地 示した。 1971年

2) 本 safety の関係 ^{資料として} 実地調査を許され
た。 (1) 駐屯地、(2) 航空基地の許可状。
(1) 駐屯地 (1) 航空基地 (1) 航空基地 (1) 航空基地

1) の 那覇 air base には 陸軍、海軍、空軍
の 3ヶ所 あり、この 3ヶ所 土地を

7000 坪 ^(約 2000) 程度の 土地を 譲渡した。 1971年
の 米領地 調査の結果、 1) air base

2) 1) 旧 嘉手納 air base あり、この 地 米領地
1971年 調査の結果、 1) 嘉手納 air base あり、
(1) 嘉手納 air base (1) 嘉手納 air base (1) 嘉手納 air base)

1) の 嘉手納 air base 地 米領地 調査の結果、
1) 嘉手納 air base あり、この 地 米領地 調査の結果、

調査の結果、 1) 嘉手納 air base あり、この 地 米領地
調査の結果、 1) 嘉手納 air base あり、この 地 米領地

4. 次に、本年6月 調査された 調査地は

(1) 泡瀬の旧米軍用地を調査し、状況を調査
 92 (972) 年。本(1)10年程前解放地を西原飛行場跡
 地に所在。
 (1) 調査地 国有地 (旧国家統帥官法^{取得}の
 土地) と公有地に分れており、今回公有地
 部分を解放したところがある。当該地は70
 ドーガーで取り立てあり、厚形をとり出し
 地中の² 層別の地主権を認めよう
 との印象を得た。その後 DE に
 同地の² 小字マッコ (地帯田) を見せ、
 担当官は「築地の境が認識できるとい
 い」として「² 地帯田と公有地」といふ
 事柄を。因り同地には既に耕作地
 地を入っている。
 (4) 泡瀬の軍用地は昔々塩田であった。

解放後には区別整理の上で新地を
 定めるが、若し一部地主が決定
 地を有する場合は、全体の区別を
 行う。
 (1) ~~米軍用地の調査は南に調査~~
 (旧軍向空軍飛行場跡地 長谷比前)
 (1961.6.30 以前) 経過上、清和系神道
 地帯に神道と寺地とが混在する
 地帯跡地は昭和40年。同地は11
 土地調査所が区別整理の上で
 知照を回り、一定の区画を
 550 ㎡に区別地を認め、地帯
 清和系は地主の意向を
 知照し、知照
 地帯跡地は昭和40年。

5. 沖縄滞在中 他国連合会の幹部と話し
合う機会を得たが、その際連合会側は、

軍用地の解放は結構であるが、解放前
の土地調査を以て権利関係の確定を以て、

① 農地を何に利用するか計画し
たい、と云々と折角解放された土地を

使えず、一言空村も入らぬ状態になり
地主との交渉が始まるに至った。

6. 一方米側は、1971年7月1日の農地法
を適用した。よって沖縄自治体の面を以て

自治体の政府に特約の2 免状を以て
持たせることである。米側は土地調査

を以ての滞り後でも云々といふ。本
土側は土地調査の第一道路と云、北部

を以て始められたといふことと云うこと。
米側の土地調査も同様。土地調査の

件は、北部VOAの敷地と石川E-4
の敷地を以て云々といふことと云うこと。

(注)

②(注) 米側は、VOAの敷地後他国連合会
の敷地を以て云々といふことと云うこと。
米側は土地調査の結果を以て云々といふこと。

7. 以上述べた土地問題は非常に複雑な
問題であり、前途の如何は今後の調査結果

権利関係の確定による。土地の利用も
同様。一言空村側は米側、米側は

米側側の土地調査の結果を以て云々といふことと云うこと。
米側側の土地調査の結果を以て云々といふこと。

米側側の土地調査の結果を以て云々といふことと云うこと。
米側側の土地調査の結果を以て云々といふこと。

(1) 已劃整現の特例法を設けらるゝ。
 (但し、その場合、現行法に比し、
 20%の増徴を許すこととする。)

(2) 協議地を名目上、同一格置の上
 4.1等以上の扱つた上、後期に在りて
 主に分第33条。(但し、この法改正上の
 中題——財政上の不可侵——が(中)。)

(3) ^{現行法} 混和理論を適用し、各該地が
 1.1等以上の地目として扱つた上
 認め、共有物の分割による形に地目
 2.0の増徴を認めた。

上記(1)~(3)の中心は(3)が最も重要で
 かつ、その影響が最も大きい。

8. (事前の整地等) 現行法に比し

^{新設}
 改正を最良希望する旨の意向を述べた
 了(PTの意向も加へる)。

(1) 異議 ^{が、その} } 新設の意向は、
 (2) 特例法 ^{の適用} } 特例法に比し、
 2.0以上の増徴を認めた。特に(2)は
 他面の新設の最高に
 全年田賦増徴の7%を占める。

(3) 普及 ^の } 1973年の1.0倍に倍増し
 2.0に達する(但し、今の1.0倍に
 1.0倍に倍増する)。

秘密表示(朱印)
秘
 無期限

部数指示	発信用	執務用	備考
主 値	/	/	
付			
付属校	カキ		✓

発送日 昭和45年11月7日
 処理日
 発信タイプ 検査

文書課長 (未開) 公 信 案 (分類昭和45年11月30日)

公信番号 米北1 第 92 号 公信日付 昭和 45 年 11 月 5 日

大 臣	主 管	起案 昭和45年11月5日
政務次官	アメリカ局長	起案者 電話番号
事務次官	参事官	File 446
外務審議官	北米才一課長	
外務審議官		
官房長		

協議先

受信者 在沖繩 高松吉雄 発信者 藤知吉臣

写送付先 (希望発送日) 月 日

件 名 沖縄土地問題 (法務省民事局才三課長内話)

GA-2 6 169 外務省 回覧番号

米北1792号
 昭和45年11月6日

沖縄復帰準備委員会
 日本国政府代表 殿

外 務 大 臣

(件名)
 沖縄土地問題 (法務省民事局才三課長内話)

引用公・電信
 日付・番号

10月22日 北米才一課長様、標記の由
 總調査の状況、最近、臺北の土地の法務
 省民事局 北米才三課長に指示し、その
 際、調査結果の了解を仰ぐ。同記
 録を1部 別添送付した。

※ 付属添付 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

(※印は文書課記入)

GA-2-1 外務省